

市川三郷町涼み処開放助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熱中症による健康被害を防止するため、冷暖房を完備した地域の公民館や集会所を涼み処として開放した者に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、市川三郷町補助金等交付規則（平成17年市川三郷町規則第28号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、涼み処の定義は次の各号に全て該当する施設とする。

- (1) 冷房設備が備わっており、開放中に適切な環境が確保できる施設
- (2) 令和8年7月1日から同年9月30日までの期間において、地域住民の避暑場所として開放する施設
- (3) 当該施設が所在する地域の自治会等の地縁団体が光熱費等の費用を負担している施設

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号に全て該当する者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 市川三郷町内に所在する自治会等の地縁団体の長である者
- (2) 開放する涼み処の光熱費等の費用を負担している者
- (3) 補助を受けようとする施設を涼み処として開放するに当たり、他の制度による補助等を受けていない者
- (4) 助成対象者及び対象者の属する住民基本台帳上の世帯全員の町税の滞納がないこと。（分割納付履行中及び分割納付誓約書を提出している場合は町税滞納がないものとする。）

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 この補助金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、次のとおりとする。

助成対象経費	助成金の額
--------	-------

涼み処の開放に要した経費：
涼み処の開放に要した光熱費等
※助成対象期間：
令和8年7月1日から同年9月
30日まで

涼み処1箇所ごとに開放した期間が

- | | |
|----------------|-----|
| 1. 5日以上10日未満 | 10, |
| 000円 | |
| 2. 10日以上15日未満 | 20, |
| 000円 | |
| 3. 15日以上20日未満 | 30, |
| 000円 | |
| 4. 20日以上25日未満 | 40, |
| 000円 | |
| 5. 25日以上30日未満 | 50, |
| 000円 | |
| 6. 30日以上35日未満 | 60, |
| 000円 | |
| 7. 35日以上40日未満 | 70, |
| 000円 | |
| 8. 40日以上45日未満 | 80, |
| 000円 | |
| 9. 45日以上50日未満 | 90, |
| 000円 | |
| 10. 50日以上55日未満 | 10 |
| 0,000円 | |
| 11. 55日以上60日未満 | 11 |
| 0,000円 | |
| 12. 60日以上65日未満 | 12 |
| 0,000円 | |
| 13. 65日以上70日未満 | 13 |
| 0,000円 | |
| 14. 70日以上75日未満 | 14 |

	0, 000円	
	15. 75日以上80日未満	15
	0, 000円	
	16. 80日以上85日未満	16
	0, 000円	
	17. 85日以上90日未満	17
	0, 000円	
	18. 90日以上	180,
	000円	

(助成申請に係る意向確認)

第5条 この要綱による助成を受けようとする者は、涼み処の開放に先立ち、市川三郷町涼み処開放助成事業意向確認書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(助成の申請)

第6条 この要綱による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、10月10日までに、市川三郷町涼み処開放助成事業申請書（様式第2号。以下「助成申請書」という。）により、町長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第7条 町長は、前条の規定による助成申請書の提出があった場合には、当該申請の内容を審査し、適当と認める場合は、市川三郷町涼み処開放助成事業助成決定通知書（様式第3号）により、また、適当と認めない場合は、その理由を記した市川三郷町涼み処開放助成事業助成不承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第8条 町長は、前条に規定する助成の決定をしたときは、精算払により、助成金を申請者の指定する金融機関の口座に振込の方法により支払うものとする。

(助成対象者の資格確認)

第9条 町長は、申請者が第2条各号に定める助成対象者の要件を満たしているか確認するために、住民基本台帳情報等を参照するとともに、必要に応じて関係機

関へ問い合わせることができるものとする。

(助成金の返還)

第10条 町長は、助成申請者が偽り、その他の不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成の決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月12日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、効力を失う。ただし、この要綱に基づき助成が決定された助成金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。